備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百七十五　灰ヶ峰通信施設

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
広島県呉市	広島県呉市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域
栃原町	阿賀町及び栃原町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十四度十六分十六秒、東経百三十二度三十六分十九秒の点 二　北緯三十四度十六分三十二秒、東経百三十二度三十六分十六秒の点 三　北緯三十四度十六分五十秒、東経百三十二度三十五分三十八秒の点 四　北緯三十四度十六分四十三秒、東経百三十二度三十五分九秒の点 五　北緯三十四度十六分三十二秒、東経百三十二度三十四分五十八秒の点 六　北緯三十四度十六分一秒、東経百三十二度三十四分五十五秒の点 七　北緯三十四度十五分四十一秒、東経百三十二度三十五分十四秒の点 八　北緯三十四度十五分三十七秒、東経百三十二度三十五分四十秒の点 九　北緯三十四度十五分四十八秒、東経百三十二度三十六分十一秒の点

三百七十六　岩国飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
山口県岩国市	広島県大竹市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	広島県大竹市
三角町	阿多田及び小方町小方（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十四度九分三十六秒、東経百三十二度十四分五十四秒の点 二　北緯三十四度九分二十八秒、東経百三十二度十六分五秒の点 三　北緯三十四度八分十九秒、東経百三十二度十七分三十四秒の点 四　北緯三十四度六分十二秒、東経百三十二度十五分四十六秒の点 五　北緯三十四度七分三十七秒、東経百三十二度十四分一秒の点	阿多田及び小方町小方（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
旭町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛野谷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、尾津町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桂町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川口町一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、川西四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楠町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から六丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、中津町一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、錦見四丁目から六丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、日の出町七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、灘町一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、南岩国町一丁目から四丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、元町一丁目から四丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、門前町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、由宇町（次の図面に示す部分に限る。）並びに愛宕町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	山口県岩国市

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。